

# 法人役員等報酬・旅費規程

社会福祉法人 あじさい会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさい会の役員等その他理事長が必要と認めた者の報酬・旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任、解任委員をいう。

(支給総額及び支給基準)

第3条 定款第21条に掲げる役員の報酬等の総額の範囲は、これを各年度につき100万円以内とする。

(理事会及び評議員会等の出席)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、その他理事長が必要と認めた者が理事会・評議員会に出席したとき等は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは無報酬とする
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の弁償費)

第5条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 理事長が必要と認めた者が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(常務理事の報酬)

第6条 常務理事の報酬は、理事会で定めた額、評議員で議決した額とする。

(監事の弁償費)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員等及びその他理事長が必要と認めた者が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

平成28年8月1日一部変更する。

平成29年4月1日一部変更する。

平成30年7月1日一部変更する。

別表 1

名 称	報酬
理事会出席	10,000円
評議員選任、解任委員会出席	10,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

別表 2

名 称	報酬
理事及び評議員	10,000円
評議員選任、解任委員	10,000円
監事監査指導	10,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

※ 本別表に定める報酬には、源泉所得税を含めないものとする。